

声をあげよう！ 仲間を広げよう！ 人間らしく働く権利の確立をめざして！

# パート・非常勤部会ニュース No. 5

大阪市北区錦町2-2 国会会館1F 大阪労連パート・非常勤部会

2011・5・6

## 2011パート春闘、ベースアップ10組合

2011春闘、大阪では民間41組合がパートなどのベースアップ要求を提出しました。5月6日現在の回答は、生協労連、全国一般、JMUI、建交労、医労連など11組合が時間給1円～20円のベースアップを獲得、定昇の実施が9組合です。生協労連は今年初めて最低時間給1000円要求を提出しました。自治体職場では健保移行に伴う補填を含めた賃上げを八尾、泉大津、富田林、松原、寝屋川で勝ち取り、守口が長期病休制度と産前産後休暇の均等待遇へ改善を勝ち取りました。また、茨木、羽曳野、岸和田では、3月末での雇い止め問題が発生し、闘いの中で組合結成・共同が広がりました。

### パート等時給引上げ 平均8.8円（全労連 国民春闘共同ニュース4/8より）

パート・アルバイト等の賃上げは、生協労連、医労連など5単産から報告があり、81組合が引上げを獲得しています。時間額の引上げは、76組合の単純平均で8.8円となっています（前年同期は123組合＝16.5円）。佐賀県で医労連のパート労組が時給100円増、愛知県の全国一般の組合も再雇用の時給50円引上げを獲得しています。企業内最賃の改定は、生協労連など3単産から報告がありました。時間額では、38組合の単純平均で819円となっています。



## 大阪府・非常勤職員も育児休業が取得可能に

大阪府は4月28日、府労組及び府職労に対し「一般職の非常勤職員に係わる育児休業条例の改正」、また「非常勤職員の雇用等に関する要綱の改正」をそれぞれ提案してきました。協議機関は、「条例」改正は5月府議会で行いたいとして5月11日、「要綱」改正は5月27日としています。

### 育児休業制度新設、介護・看護休暇は要件緩和

特別職非常勤職員に対する育児休業及び部分休業について、今回改正により新設されますが、育児休業であれば「1歳の誕生日の前日まで」（正規職員は満3歳まで）のように、正規職員に比べて取得期間が短く、しかも育児休業期間は雇用期間に算入されます。また、介護休暇・短期介護休暇・子の看護休暇などは「任命権者を同じくする職に引き続き在職した期間」などの規定整備が行われ、正規職員は有給であるにもかかわらず無給のままです。

### 有期雇用の廃止と均等待遇の実現を！

大阪府の非常勤職員は、「臨時もしくは季節的に雇用される者」ではなく、多くの非常勤職員は正規職員が担うべき恒常的な業務を行い、職場でなくてはならない存在になっています。特別職非常勤の中でも、特に、非常勤作業員の要求は、2回更新・3年雇い止めという解雇を前提とした雇用の見直しであり、賃金・労働条件における均等待遇の実現です。（5月2日「府職の友 号外」より）

## 第19回非正規全国交流集会のご案内

- 日時 6月4日(土)13時～5日(日)正午
- 場所 長野県民文化会館ホクト中ホール  
(6月4日の全体会)

## 大阪労働局交渉のご案内

- 日時 6月10日(金)10:00
- 場所 2号館5階 F会議室
- 内容 パート労働法・有期契約・最賃

### 法テラスで賃金差別

#### 非常勤職員の女性が奈良地裁に提訴

訴状などによると職員は08年12月、法テラスに非常勤で採用され、同事務所に配属。09年4月から1年間産休職員の穴埋めで常勤になったが、10年4月から非常勤に戻された。09年9月には、新たに常勤職員1人が配属された。裁判所裁判など刑事事件で必要な書類・図の作成、破産申立書の作成、無料法律相談の取次ぎなど、仕事内容は常勤と同じで勤務時間もフルタイムだが、賃金は常勤の約7割(日給7500円、月給13万1600円)だという。こうした実態は、仕事内容などが同じ場合の待遇差別を禁じたパート労働法に違反しているとしている。

原告の職員は生活が苦しく、弁護士費用も法テラスの民事法律扶助で建て替えてもらうしかなかった。「社会的弱者を救済する公的組織が弱者を作り出すのは自己矛盾だ。他の非常勤職員の待遇を改善するためにも提訴を決めた」と話した。法テラス総務部は「訴状が届いていないのでコメントできない」としている。(毎日新聞より)

パート・非常勤部会 バスツアー

しい草持りと花のじゅうたん

○ 日時 五月十五日(日)

八時十分集合

○ 場所 コンピューター学園

HAL前集合



## 京都大学 元非常勤職員の 再雇用認めず

京都大学を雇い止めた元非常勤職員の男性2人が、大学に地位確認を求めた訴訟で、京都地裁の和久田斉裁判官は3月31日、2人の業務をパートなどと同じ「家計補助的労働」と位置付け、雇用継続を期待する合理的理由がないとして請求を棄却した。2人が京大出身であることにふれ、「生活を営むのが可能な収入を得られる職業に就くべきだ」と言及。…… 判決によると京大の図書館や理学部の事務補佐員として勤め、約1年ごとに契約更新されていたが09年3月には更新されなかった。時給は1000円～1200円で週最大30時間の条件だった。…… 控訴の方針。(毎日新聞より)

### 非正規労働者に対する差別意識をストレートに判決文に顕した、とんでもない判決

唯一評価できる部分は、「有期労働契約という雇用形態は、原則として期間を定めなければならぬ理由がある場合に採用されるべき」との判示部分。労働契約は期間の定めがないのが原則であることを宣言したと読み、おそらく初めてのことと思われます。しかし、パートタイム労働を「家計補助的労働」と位置づけ、そのような労働は「配偶者の収入を主たる財源に生計を維持することを想定」しており、「労働契約が更新されなかった場合に労働者の生活そのものが崩壊するというようなことを想定しなければならない種類の労働とはいえない」と述べています。(弁護士さんズルより)